

国 地 契 第 5 4 号  
国 官 技 第 2 5 7 号  
国 営 整 第 1 4 5 号  
平 成 2 0 年 1 月 2 3 日

最終改正 令和 4 年 3 月 30 日 国 官 会 第 2 3 7 5 8 号  
国 官 技 第 3 7 6 号  
国 営 計 第 2 1 3 号  
国 営 整 第 1 7 1 号  
国 港 総 第 7 4 9 号  
国 港 技 第 1 1 2 号  
国 北 予 第 7 4 号

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長  
企 画 部 長 あて  
営 繕 部 長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房  
地 方 課 長  
技 術 調 査 課 長  
官 庁 営 繕 部 整 備 課 長

### 随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について

今般の国土交通省における「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」（平成19年12月26日公表）において、従来、建設弘済会など国土交通省所管公益法人等と特命随意契約を行ってきた業務の多くについては、参加者の有無を確認する公募方式による契約から企画競争又は競争入札（総合評価落札方式を含む。）により契約することとされたが、当該業務について行う入札・契約手続は、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

### 記

#### 1. 対象業務と入札・契約の方式について

建設コンサルタント業務等については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成 6 年 6 月 21 日 付 け 建 設 省 厚 発 第 269 号、建 設 省 技 調 発 第 135 号、建 設 省 営 建 発 第 24 号）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタン

ト等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。以下「公募型プロポーザル通達」という。）、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号。以下「公募型競争通達」という。）、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）等において、入札に付そうとする業務の内容及び規模に応じて適用する手続が定められているが、平成17年度に建設弘済会と特命随意契約を行った業務及び平成17年度に建設弘済会以外の国土交通省所管公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人及び特定民間法人等をいう。以下同じ。）と特命随意契約を行った行政補助的な業務（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）記1（2）②イの行政補助的な業務をいう。）であって「随意契約見直し計画」（平成18年6月国土交通省）の対象となった建設コンサルタント業務等（以下「特定業務」という。）については、これらの通達において定める対象業務の範囲にかかわらず、次の手続によること。

① プロポーザル方式で発注しようとする場合

イ 1件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）以上の協定対象特定業務（特定業務であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）附属書I日本国の付表5に掲げるサービス（当該付表5に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。以下同じ。）については、公募型プロポーザル通達の手続

ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の協定対象特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続

ハ イ及びロに掲げる業務以外の特定業務については、簡易公募型プロポーザル通達の手続に準じた手続。ただし、同通達の記4（5）に基づく英語による記載は要しない。

② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合

イ 1件につき予定価格が基準額以上の協定対象特定業務については、公募型競争通達の手続

ロ 1件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の協定対象特定業務については、簡易公募型競争通達の手続

ハ イ及びロに掲げる業務以外の特定業務については、簡易公募型競争通達の手続に準じた手続。ただし、手続を簡素化するために参加表明書の受領期限を入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日程度まで短縮することにより、手続に要する期間の短縮を図ることができるものとし、また、同通達の記4（5）に基づ

く英語による記載は要しない。

**編注** 記1②ロについては、対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上のものとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい（平成20年1月23日国地契第55号、国官技第258号、国営整第146号）。

## 2. 特定業務に係る競争性の一層の確保について

プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続における技術提案書の提出者については、公募型プロポーザル通達記6（1）及び簡易公募型プロポーザル通達記6（1）において、3から5社程度を選定することとされているところであるが、特定業務については、契約手続における競争性を一層確保することが求められていることを踏まえ、当分の間、これらの規定にかかわらず、参加表明書の提出者のなかから技術提案書の提出者を選定しようとするときは、技術提案書の提出者に要求される資格及び業務実施上の条件を満たす者すべてについて選定すること。

## 3. その他の業務発注における透明性及び競争性の確保

特定業務以外の建設コンサルタント業務等であって、次に掲げるものを発注しようとするときは、一層の透明性及び競争性を確保する観点から、業務の規模、内容等を勘案し、簡易公募型プロポーザル通達の手続に準じた手続又は簡易公募型競争入札方式に準じた手続によるべきものについては、当該手続によるよう努められたい。

### ① プロポーザル方式で発注しようとする次のいずれかに該当する業務

イ 1件につき予定価格が5,000万円未満の業務

ロ 政府調達協定附属書I日本国の付表5に掲げるサービス（当該付表5に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務以外の業務

### ② 競争入札（総合評価落札方式を含む。）で発注しようとする1件につき予定価格が5,000万円未満の業務

**編注** 記3②については、対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円未満のものとしてされているところであるが、このうち、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）附属書I日本国の付表5に掲げるサービス（当該付表5に関する注釈注3ただし書きにより同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務については、「5,000万円未満」とあるのは「4,000万円未満」と読み替えて取り扱うこととされたい（平成20年1月23日国地契第55号、国官技第258号、国営整第146号）

なお、特定業務以外の建設コンサルタント業務等のうち、①ロに掲げる業務に該当する業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上のものを競争入札（総合評価落札方式を含む。）で発注しようとするときは、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）記4（1）に従い、簡易公募型競争通達の手続に準じた手続によること。

附 則

この通達は、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用する。